

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 6 年 8 月 2 7 日

愛川町教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 6 年 8 月 2 7 日（火）
午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
（2）令和 7 年度使用教科書の採択結果について
日程第 3 愛川町学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
日程第 4 第 4 次愛川町子ども読書活動推進計画について
日程第 5 令和 6 年度町一般会計補正予算（教育関連）について
日程第 6 愛川町立第 1 号公園体育館条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則の制定について
日程第 7 その他
（1）令和 7 年愛川町二十歳のつどいについて
- 4 出席委員 教 育 長 佐 藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 大 貫 洋
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 篠 崎 美 和
教育委員 齊 郷 浩 之
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀 井 敏 男
教育総務課長 宮 地 大 公
指導室長兼教育開発センター所長 瀧 喜 典

生涯学習長	小 山 文 利
生涯学習課副主幹（社会教育主事）	原 田 博 光
生涯学習課（文化会館）	内 山 保 夫
スポーツ・文化振興課長	井 上 守
教育総務課副主幹	前 田 幸 寛
教育総務課主査	小 野 早穂里

◎開会

- （佐藤委員長） 皆さんおはようございます。

それでは、本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会8月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知をお願いします。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

7月定例会の開催分で行った会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらご発言願います。

大貫委員。

- （大貫委員） 今回の会議録、本当によく修正、訂正がされていて、よかったです。ありがとうございます。感想です。

- （佐藤教育長） 他に。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいですか。

それでは、ご質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○(佐藤教育長) 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき、私から報告をさせていただきます。

令和6年7月23日から8月26日までの間に出席いたしました主な会議について報告をさせていただきます。

7月23日、教育委員会定例会、全員協議会、そして、午後、局内会議がございました。

24日、議会月例会ということで、ここでは、SC相模原の関係についてご報告をさせていただきます。

文化会館事業協会理事会がございました。

Cブロックの研究会ですけれども、これは県町村教育長会の中に研究会がございまして、そちらのCブロックに私が今、所属しており、そこで会議がございましたので参加をいたしました。

25日、菅原小学校の校長先生が来室されました。

第2回の文化財保護委員会会議が開催されましたので参加をいたしました。

27日、第58回神奈川県中学校総合体育大会総合開会式が海老名市文化会館でございましたので、参加をいたしました。今年度は県央地区が大会の主催会場ということになりましたので、海老名で開会式が行われたということでございます。

29日、神奈川県公立幼稚園・こども園協会の会長さんがお見えになられて、要望書の提出ということで来室されましたので受け取りました。これは、また10月にあります県の町村教育長会でこの中身については各教育長のほうにも報告をする形を取りたいと思っております。

31日、1日、県外交流ということで、立科町に行ってみいました。今回参加人数が少なかったのですが、本町では13名の中学生が参加をいたしました。また後ほど報告があるかと思えますけれども、天気には恵まれまして、子供たちは非常に一生懸命取り組んでおられましたので、立科町との交流は十分できたかなというふうに思っております。

5日、県教育委員会支援部長さんが来室されました。

S C相模原が来庁されております。

6日、関東大会出場激励会ということで、今年度も愛川東中学校の剣道部が団体選で県6位になりまして、関東大会に出場したということで激励会を行いました。

7日、生涯学習推進プラン推進委員会がございました。

菅原小学校の学校訪問をいたしました。

8日、決算審査がありまして、講評がありましたので参加をいたしました。

9日、南海トラフ地震に関する危機管理対策会議ということで、8日にございました宮崎で起こった地震について対策会議を行いました。

この日は神奈川県市町村教育長連合会の幹事会・懇親会もございましたので、大和市に行ってまいりました。

10日、第38回青龍祭が清川村運動公園でありましたので参加をいたしました。

14日、臨時的任用職員の面接。

台風7号に関する対策会議。

16日、同じく台風7号に関する対策会議がございました。

18日、勤労祭野外フェスティバルが内陸工業団地内で行われました。今年は、例年より1時間遅らせて16時からスタートいたしましたけれども、暑かったですね。皆さん特に大きな問題がなかったのはよかったのですが、やっぱり暑さについては、今後もまた対策をするようかなと、そのような印象を持っています。

19日は行政経営会議がありました。

20日、厚木地区私立幼稚園協会の皆様が要望に来室されまして、齊郷委員さんも同席をされております。

22日、神奈川工科大学を訪問いたしました。理事の石田さんとプログラミング教育を推進していただいております金井教授に会っていろいろとお話をさせていただいて、今年度も全小学校5年生対象にプログラミング教育を9月から実施することになっております。

また、神奈川工科大の学生さんとの連携といいましょうか、ボランティアで学校教育に入っていていただくような形で依頼をしてまいりまして、今後、担当課のほうに下ろしていくというお話をさせていただいております。

半原子ども食堂が、てまり学園で行われておりましたので様子を見にいってきました。主任児童委員さんが主でやっておられ、声がかかりましたので、拝見したのですけれども、30

名ぐらいの子がてまり学園のホールにてちょうど食事をしているところで、そうめんとおにぎりがありまして、私も会費を払って、いただきましたけれども、とてもおいしくて、子供たちも大変おいしいというふうに言っていました。

このような子ども食堂もいいなと。今まで上熊坂等は児童館を使ってやっておりましてけれども、衛生的な面で、てまり学園は、栄養士さんの方もいらっしゃって、全部管理しながら取り組んでおられたので、そういった面ではよかったかなというふうに思います。何よりも子供の笑顔はとってもよかったかなというふうに思っているところです。

23日に小中学校の校長会がございました。

24日、宮本区の盆踊り大会が半原神社でありましたので参加をいたしました。

26日、月曜日ですが、教育講演会ということで、産婦人科の先生でいらっしゃいますけれども、埼玉医科大学医療人育成センターの高橋幸子先生に来ていただいて、包括的な性教育を地域、学校、家庭でということでお話をいただきました。令和5年から「生命（いのち）の安全教育」ということで、取組がなされているのですけれども、そういうことも踏まえながらお話をさせていただきました。性の在り方も含めて、いい視点でお話をいただけたかなと、なかなか先生方もこういう機会がないものですから、とってもよかったかなというふうに思います。学校で生かしていただけたらというふうに思います。

以上です。

それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら発言をお願いします。

大貫委員。

○（大貫委員） 27日の土曜日の県総体の開会式、その中で、総体だから運動を体育館でやることに対しての暑さ対策みたいなものを、こうしますよというような内容のお話はこの開会式では出ましたか。

○（佐藤教育長） 特にそのことについては出ておりませんが、基本的に県央だけではなくて、競技によっては県央外のところにも、冷房がある体育館等を使いながらできるだけ取り組むような形を取っているようでした。例えば、この辺ですと厚木市さんの荻野運動公園を使った競技とか、あと横浜のほうも水泳か何かで使っていましたし、かなりそういう面では暑さ対策を取りながらの競技ということでありました。

課題としては、やっぱり外の種目が、甲子園もそうですけれども、休みを取りながら、水を飲む機会もちゃんとつくって競技をするというような対策は取っていたように思います。

○（大貫委員） 総体全般として、熱中症で搬送されてしまったとか、そういう事例の報告は来ておりませんか。

○（佐藤教育長） 特に私のところには来ていないですけども、瀧所長、何か入っていますか。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） 特にありません。

○（佐藤教育長） 特に入っていないとのことですか。

○（大貫委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他に、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 他に質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和7年度使用教科図書採択結果についてを資料2に基づき、担当からご報告を申し上げます。

指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

それでは、資料2をご覧ください。

令和7年度使用教科用図書の採択結果についてであります。

7月の定例教育委員会におきまして令和7年度に町の小中学校が使用します教科用図書の採択を実施していただきました。

愛川町は清川村と合同で採択を行っておりますが、清川村の採択結果を問い合わせたところ、愛川町と結果が異なるものはございませんでした。したがって、7月の定例教育委員会で採択いただいた結果のとおりとなっております。

中学校用の教科用図書の採択理由は、7月の定例教育委員会での意見などを基に、事務局でまとめさせていただいたものになっております。また、小学校用各教科の教科用図書の採択につきましては、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を4年間使用しますので、同一のものを採択いただいております。

最後に、学校教育法附則第9条による小中学校用教科用図書でございますが、7月の定例教育委員会で全てのものについて採択いただきましたので、児童・生徒一人一人の教育課程、指導計画などに基づき、適切なものを選択できるよう配慮するという条件で採択をいただいたという文章をつけさせていただいております。

今回につきましては、採択結果に採択理由を付したものととなっておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら発言をお願いします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑はありませんので、令和7年度使用教科用図書の採択結果についてはご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第12号 愛川町学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

それでは、内容について、議案に基づき担当からご説明申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

愛川町教育委員会会議提出議案第12号をご覧いただきたいと思います。

愛川町学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定についてでございます。

次ページをお開きください。

こちらが、愛川町学校給食費の管理に関する条例施行規則の案でございます。主な条文を読み上げる形で説明に代えさせていただきます。

趣旨、第1条、この規則は、愛川町学校給食費の管理に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。令和6年2月に開催いたしました教育委員会定例会において、ご承認いただきました愛川町学校給食費の管理に関する条例も机上に添付をさせていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

飛びまして、学校給食費の額、第4条でございます。条例第5条に規定する学校給食費の額は、次の表のとおりとするということで、小学校第1学年4月分につきましては、月額2,100円、小学校の第1学年4月分以外、8月分を除きますが、こちらにつきましては、月

額4,300円、中学校第3学年3月分以外、8月分を除いておりますけれども、こちらが月額5,200円となっております。

第2項では、前項の規定にかかわらず、学校給食費において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を学校給食費の額（1円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）とするとしております。

第1号では、ミルクの提供を受けない場合は、前項の規定により定めた額からミルクの仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額としております。

第2号ではミルクのみの提供を受ける場合は、ミルクの仕入額を基礎として計算する額とするものでございます。

学校給食費の日割計算の適用ということで、第5条でございます。前条の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者の学校給食費は、1食当たりの学校給食の単価、これに学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額とする。ただし、前条第1項に規定する金額を超える場合は、前条第1項に規定する金額とするということでございます。

このケースは、第1号にも記載しておりますが、月の途中で転入又は転出した者、こういった方につきましては、この条文の日割計算を適用し、第2号では、病気その他特別の理由により、学校給食の提供を受けない日が連続して5日以上あることを申し出た者。ただし、申出日を含めて5日後までの学校給食実施日は、学校給食の提供を受けたものとするとしております。

裏面になります。

第2項でございますが、学校給食単価は、次の表のとおりとするということで、小学校は1食単価259円、中学校は329円、また小中学校ともに、ミルクの提供を受けない場合は、ミルクの仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額とするものでございます。

学校給食費の納付方法、第6条でございます。条例第6条に規定する納付は、次の各号のいずれかの方法により納付するものとしておりまして、主に第1号では口座振替による納付、ここを基本としたいと考えております。第2号では納付書による納付ということで、どうしても口座振替ができなかった世帯等には納付書を発行するケースもありますよということでお示しをさせていただいております。

学校給食費の納期限でございます。第7条です。口座振替又は納付書の納期限は、次の表のとおりとする。ただし、納期限の日が愛川町の休日を定める条例第1条に規定する町の休日に当たるときは、その翌営業日を納期限とするとしております。

児童・生徒及び教職員等につきましては、4月から3月、8月は夏休みですので除いておりますが、基本としまして、納期限は各月の末日とさせていただきたいと思います。

第2項では、前項の規定にかかわらず、第5条第1項各号に該当する場合においては、日割計算が適用される月の翌月の末日までとするということで、そういった対応も取れるという形となっております。

学校給食費の減免、第8条でございます。条例第7条に規定する学校給食費を減免する場合は、次のいずれかに該当する場合とするということで、第1号では、火災、風水害、地震その他これらに類する災害により給食費の支払いが困難と認められる場合、第2号ではその他町長が特別の理由があると認めた場合としております。

次のページの中段になります。

指定口座でございます。第12条、口座振替ができる預金口座は、取扱店にある納入義務者又は納入義務者の家族名義の普通預金口座のうち、当該納入義務者が指定した預金口座とするとしております。

下にいきまして、口座振替開始時期でございます。第14条、口座振替による納付は、受付通知書等が月の末日までに教育長へ送付されたときは、翌月の納期から取り扱うものとする。ただし、これにより難しい場合は、翌々月の納期から取り扱うものとしております。

振替日でございます。第15条、振替日は、原則として第7条第1項に規定する納付期限とするということで、基本的には各月の末日としたいものでございます。

次のページでございます。

委任、第18条でございます。この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めることということで、何かございましたら別立てのところで規定をするというふうに考えております。

附則でございます。この規則は、令和6年9月1日から施行するものでございます。

なお、次ページ以降は関連の様式を添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

大貫委員。

○（大貫委員） 特にこの内容については、これで十分だと思うのですが、例えば、第5条の

2号とか、それから第7条の内容は、よく保護者に周知徹底をしておかないと、何でもこのところ食べていないのに何でも給食費を取るんだみたいな、この文章、我々は読んだら分かるけれども、そうじゃない場合には、その前に本当によく説明していないとね、ただ紙配ってやるだけじゃ、後でトラブルになるのは目に見えているので、周知徹底をするのは先生かもしれないけれども、お願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 周知徹底の件が今出ましたけれども、その対策等がありますか。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

学校給食費の公会計が始まるに際しまして、9月の上旬の子供たちが集まる頃に、公会計が始まりましたというチラシを、子供たちを通して保護者の皆様にお配りをしたいと思っております。そこには、返金のイメージですとか、納付期限、そういったこと諸々、明記して皆様方への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○（大貫委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他に。

篠崎委員。

○（篠崎委員） これ今でも、郵便局の口座などを指定されていたので、特に、生徒さんのほうは何もしなくてもいいということですよ。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ただ、改めて口座の登録というのを、もう既に保護者の皆さんにさせていただいております。

○（篠崎委員） それから、対応のできる金融機関が、増えるのでしたね。

○（宮地教育総務課長） そうですね、金融機関が一応、指定金融機関12行に増やすということで、今、金融機関との調整をしておりますが、結果的に10行でのスタートになるかなと思っておりますけれども、ゆうちょ銀行になっている保護者も含めまして、全てもう一度、指定金融機関の口座振替依頼書のほうを既に提出していただいております。現在、公会計のシステムに各家庭の口座入力をして、準備を進めているところでございます。

以上です。

○（篠崎委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 篠崎委員、よろしいですか。

○（篠崎委員） 以上です。

○（佐藤教育長） 他に、いかがでしょうか。

齊郷委員。

○（齊郷委員） こういった不払いというか、未納のこととか、過去にはあったのですか。どういう対応をされたのかということをお聞かせいただければと思います。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） いわゆる、未納、滞納の部分かと思うのですが、今までにつきましては、確かにその月に払えなかったというような方はいらっしゃいます。ただ、就学援助のお金を充当したり、後日、翌月、翌々月で払っていただくとか、そういった時期をずらしながら何とかお支払いをしていただいたという現状でございます。

○（佐藤教育長） 学校の努力も実はありまして、かなり働きかけをしていただいて、3月末には何とか払い切ったというような話も聞いていますので、今の段階ではそういう対応を取れているということですが、これから公会計になると、どこまでという問題はちょっと出てくる可能性はあります。

○（齊郷委員） もう一点、今、厚木市では給食の無償化が始まっていると思うのですが、愛川町もそういった面で対策というか、そういったことは何か考えていらっしゃるのでしょうか。大変これは難しい質問なのですが。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 今、近隣の市町村も含め、全国的に給食費の無償化が進んでおります。そのところは本町としても気には留めておるところですけれども、まず町のスタンスとしては、基本的には無償化に関しては、国がやるべき施策であるというようなスタンスをまずは持っております。ただ、そうはいってもいろいろ近隣の動きもございますので、我々としては、どれくらいの経費がかかるのかですとか、そういったところも研究を並行して進めております。来年度予算に向けて、よく教育委員会内で検証しまして、要求をどうするかというのは、また検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 私のところに町民と思われる方から文書が届きまして、その中の一部にやは

り無償化の話は出ておりました。町がホームページに上げた中に、総合教育会議の議事録の中に、私が発言した内容が書いていなかった。恐らく、今後検討していくべきでしょうという話は多分してあったと思いますので、今後検討という形で総合教育会議では話になっていましたし、今の話でも今後検討と、前向きに進められたらいいのかなとは思っています。

他方で、格差への対応しているはずです。というのは、就学援助を受けることによって給食費は間違いなく援助される状況にありますし、生活保護のご家庭にもそういった援助がなされているのが現状でありますので、格差対応を全くしていないわけではないこともしっかりとお伝えしていく必要があるかなと思います。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

まさに今、梅澤委員さんにも言っていたのですけれども、準要保護の世帯には給食費は全額無償というような制度も取っておりますし、今年度につきましては、小学校、中学校ともに各月200円ではございますけれども、補助金を充てているようなところもございます。

また、給食費の食材が物価高騰しているということで、食材費の6％程度、物価高騰に対する助成、こういったことも公費を充ててございます。ですので、我々としてはそういった、できるところでご家庭の負担軽減に努めているというところでございます。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

この前、県央地区の首長会議があって、黒岩知事も来られていて、そういう中でも東京都が給食費について半額負担をして、無償化しているところが非常に多いということで、要望はされたようなことを聞きましたので、今後、神奈川県としても動きがあるかもしれませんし、町のスタンスは今、教育総務課長が発言したとおりの状況でございますので、議会でもそういう言い方で答弁をさせていただいております。できるだけ、そういう方向で進めていけるのがいいなというふうに個人的には思っておりますけれども、全体的な予算の見合いの中で取り組んでおりますのでその辺のところはご理解いただきながら、今後については考えていきたいなというふうに思っています。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、議案第12号 愛川町学校給食費の管理に関する条例施行規則の

制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○(佐藤教育長) 次に、日程第4、議案第13号 第4次愛川町子ども読書活動推進計画についてを議題といたします。

内容については、議案に基づき、担当からご説明申し上げます。

生涯学習課長。

○(小山生涯学習課長) 生涯学習課です。

それでは、提出議案第13号 第4次愛川町子ども読書活動推進計画案についてご説明させていただきます。

本計画の素案につきましては、6月の全員協議会におきまして進めさせていただいたところであります。その後、委員の皆様にご確認いただき、別紙のとおりご意見を頂戴いたしましたので、順番にご説明申し上げます。

なお、説明の際には、計画本編に沿ってご説明申し上げます。

まず、計画案の表紙をご覧ください。

あいちゃんのイラストについてであります。あいちゃんが手にしている本に町章や町の鳥、カワセミのイラストを挿入してはどうかという意見をいただきました。ご提案のとおり町章とカワセミのイラストを挿入させていただいたところでございます。

次に、1ページ目、8行目と9行目になります。

「子どもの読書活動の意義」についてであります。こちらにつきましては、全ての子供たちの読書活動の環境を整えるという意味をより分かりやすくするため、当初「あらゆる機会とあらゆる場所」としておりましたが、「あらゆる場面」と修正をいたしました。

次に、3ページの1番下の行になります。

「計画における子どもの定義」についてでございます。前回の案では0歳から概ね18歳までの者としておりましたが、子供の読書活動推進に関する法律の規定に基づき、ご指摘のとおり「概ね18歳以下の者」と修正をいたしました。

続きまして、6ページをご覧ください。

表のNo.6「外国につながるのある子どもへの読書機会の提供について」でございます。外国語訳の図書館の利用案内等を作成することで、外国につながるのある子供の読書機会の提供につなげようとするものであります。前回お示ししたものよりも分かりやすくするため、「外国語による図書館利用案内」という文言に修正をいたしました。

次に、同じく6ページの表のNo.7「読書通帳の配布」についてでございます。読書通帳の配布につきましては、事業内容に記載のとおり、読書意欲を高めるための取組であります。実際の内容は、手帳と言ったほうが近いのですが、その目的を考えますと、貯金のように借りた本のリストがたまっていくという、わくわく感や達成感をより感じるができる通帳のほうが効果的であると考え、提案のとおりといたしました。

次に、7ページをご覧ください。

中段のNo.16「リユース図書の活用」についてであります。前回の案では「リサイクル図書」となっておりましたが、この事業は、本を再利用するものであることから、再利用を意味するリユースという言葉を用いて子供たちも意味を正しく理解できるよう、「リユース図書」に修正をいたしました。

ご説明した内容につきましては、別紙の記載となっております。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） それではこれより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 6点ご意見をいただいて、それに対して検討していただいた対応は今説明がございましたけれども、どうでしょうか、特に気になる点等がありましたら。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 大貫委員さんいかがですか。特によろしいですか。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） それでは、特にないようでしたら、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑等がございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第13号 第4次愛川町子ども読書活動推進計画について本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○(佐藤委員長) 次に、日程第5、議案第14号 令和6年度町一般会計補正予算(教育関連)についてを議題といたします。

内容については、議案に基づき、担当課からご説明を申し上げます。

生涯学習課長。

○(小山生涯学習課長) 生涯学習課です。

それでは、議案第14号をご覧ください。

1ページをご覧ください。

令和6年度一般会計補正予算(教育関連)についてご説明いたします。

生涯学習課所管の町一般補正予算でございます。歳出の補正予算でありまして、2項目でございます。文化会館3階の大会議室のワイヤレス機器設置調整手数料とワイヤレス機器購入費でございます。

これらは摘要欄に記載させていただいておりますように、文化会館3階大会議室内のワイヤレス機器であります。スピーカーから出力された音がキーンという人間が不快と感じる音が発生するハウリング現象やノイズが散見されており、夏以降、その頻度が高くなったことから、業者に修繕依頼をしたものの、機器の部品製造が中止となっており、修繕が不可能であることから、ワイヤレスチューナー1台、ハンド型ワイヤレスマイク3本、ペンダント型ワイヤレスマイク1本を更新する費用といたしまして、下段の60万2,000円、また、更新したワイヤレス機器の設置費用として上段の34万3,000円、合計で94万5,000円を補正するものでございます。

説明は以上です。

○(佐藤委員長) これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「特になし」との声あり)

○(佐藤教育長) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第14号 令和6年度町一般会計補正予算（教育関連）について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○（佐藤教育長） 次に、日程第6、議案第15号 愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。

内容について、議案に基づき、担当からご説明を申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

○（井上スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長です。

日程第6、議案第15号 愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、説明を申し上げます。

2月27日の教育委員会2月定例会でもご説明させていただいたところでございますが、今回の条例の改正につきましては、第1号公園の体育室、卓球場、剣道場、柔道場の個人使用料について、子供の体力向上に資するため、中学生以下の使用料を無料とするほか、トレーニングルームの個人使用料につきましては、老朽化しているトレーニングマシンを全面的に更新することに伴い、近隣自治体との均衡や受益者負担の公平性の観点から使用料を改定するとともに、利用者の利便性向上が図られるよう、使用時間の単位を2時間から3時間に拡大するため、規則の改正を上程したもので、町議会令和6年第1回定例会において議決をされまして、3月28日に公布をしたところでございます。

施行の期日につきましては、条例において、公布の日から起算して1年を超えない範囲において教育委員会規則で定める日と規定しておりますことから、トレーニングマシンを全面的に更新する令和6年10月1日といたしますことを本規則で定めたいものでございます。

説明は以上です。

○（佐藤委員長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

トレーニングルームの設置というのでしょうか、新しくなるのはいつ完了する予定でしょ

うか。

○（井上スポーツ・文化振興課長） 9月25日からトレーニングルームを休場します。それで、その最終の1週間で設置を完了する予定となっています。なので、27日、28日にはもう完了している。

○（佐藤教育長） 完了している。ということは、10月1日からスタートできるということですね。

○（井上スポーツ・文化振興課長） スタートできます。

○（佐藤教育長） ということでございます。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑ございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第15号 愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○（佐藤教育長） 次に、日程第7、その他を議題といたします。

令和7年愛川町二十歳のつどいについて、資料3に基づき、担当から説明申し上げます。
生涯学習課長。

○（小山生涯学習課長） 生涯学習課長です。

それでは、令和7年愛川町二十歳のつどいについてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

1番、目的であります。二十歳の節目を迎えた町民を祝い、改めて大人としての自覚を促すとともに、本町への郷土愛を深めるために開催するものでございます。

3番の実施主体であります。今年度も愛川町二十歳のつどい実行委員会を立ち上げることであります。

6番、開催の日時は、令和7年1月12日（日曜日）、午後2時開式予定をしております。

8番の日程につきましては、式典と実行委員が企画するアトラクション、写真撮影を合わ

せて2時間といたしております。

このたびの二十歳のつどいが参加者にとって一生に一度の記念に残る式になりますよう、今後、実行委員会が中心となって内容を検討してまいります。

説明は以上であります。

○（佐藤委員長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」「すみません」との声あり）

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫委員） 8番の日程で、町長の挨拶、来賓の挨拶、中学校長の話みたいなのはなかったでしょうか。

○（佐藤教育長） ないです。

○（大貫委員） 以上です。

○（佐藤教育長） できるだけ挨拶は少なめということ。

○（大貫委員） 県議3人必要ですかね。

○（佐藤教育長） 内々ではローテーションとか、そんな話もあることはあるのですが。

○（大貫委員） ここで3人に打診すればいいのでは。毎年やるので。任期中、ず1回は顔を出すことが出来るだろうし。

○（佐藤教育長） 1年間は一通り皆さん挨拶している感じです。今後、厚木市さんでも、清川村さんでもやっているの、そういうので何というのだろう、大貫委員さんが言われるように、ローテーションで代表ということは、もしうまくいくのであれば、それがいいのだろうなというふうに思いますけれども、そういうご意見があったということは何らかの形で伝えていきたいと思います。

○（大貫委員） うまく伝えてください。

○（梅澤委員） 二十歳のつどい、成人式で荒れるのは大体来賓の挨拶中なんです。大人になり切れていないという、個人に起因する要因もあるのですけれども、やはりこんなの聞きにきたんじゃねえよというので、一番荒れてしまうというのをどこの市でも聞いておりますので、ここは、簡易にもともと成人になる者たちのお祝いの会であるということ踏まえて、でき得る限り挨拶を短くしたいというのが教育委員からの要望であったと、教育委員、梅澤

からの要望だったとぜひ言っていただければと思います。よろしくどうぞ。

○（佐藤教育長） 小山課長。

○（小山生涯学習課長） ご意見を参考にさせていただきます。

○（佐藤教育長） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にありませんので、令和7年愛川町二十歳のつどいについてはご了承願います。

◎閉会

○（佐藤教育長） 本日の案件につきましては全て終了いたしましたけれども、各委員さんからご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 大貫委員、よろしいでしょうか。

○（大貫委員） はい、大丈夫です。

○（佐藤教育長） それでは事務局、何かございますか。

（「特にありません」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、以上で8月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、8月の定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会定例会日程は、9月24日午前9時から201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和6年9月30日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

斎 郷 浩之

調 整 職 員

池村 茉莉子